

わかたけ保育園
わかたけ第二保育園
わかたけかなえ保育園
利用者各位

お知らせ（重要）

令和2年5月25日
社会福祉法人わかたけ会
理事長 山本 慎介

5月31日までの延長とされていましたが「緊急事態宣言」が本日付で全面解除とされる見込みであることが報道されています。毎日発表される感染者数の数も明らかに減少し、治療薬や症例の医学的な研究も進んでいる様子が見られ、当法人における約7週間に渡る「登園自粛の要請」も緊急事態宣言の解除をもって終了となります。それぞれの家庭にて事情や課題は異なりますが、これまでの間、登園の自粛にご協力をくださいましたことに心より感謝します。

無論、緊急事態ではなくなるからといって即平常に戻るわけではありません。東京都の「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」においても、ステップ1では「5割程度の接触機会の低減を目指した外出自粛」が求められていますし、第2波の到来も想定されています。けして油断してよいという状況ではありませんので、当法人が運営する施設においても、厚生労働省が示す「新しい生活様式の実践例」や文部科学省が示す「学校の新しい生活様式」などを参照しながら、数か月単位の長期に渡っての警戒を続けていくこととなります。

一方、保育所における乳幼児の遊びや生活には「新しい生活様式」には沿わない特性が少なからずあって、保育室面積、器具備品、人員配置など物理的な制約も多々ある中で、当法人が運営する施設において「感染症対策は万全なので安心して登園してください」と言うことはできません。感染に対する不安感などから引き続き自粛される家庭もあるかと思えますし、板橋区においても登園自粛に伴う保育料減免の継続や育児休業の復職時期の延長が検討されていますので、今後の登園についても家庭によって異なる価値観や事情に応じて、それぞれに判断してください。

最後に、保育園という施設が感染拡大のリスクを抱えているということを自覚しながら、「保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設」として、個々の発達に見合った遊びや生活を保障することに努めることが当法人の責務であると考えています。前代未聞の事態に、何が正解であるかなどわかりませんが、当法人では現時点にて下記のとおり対応していきますので、利用者におかれましても引き続き「感染拡大の防止」へのご協力をお願いします。

【登園管理】

- 在園児童について、登園前に必要に応じて体温を計測し、「37.5℃以上の発熱を伴う呼吸器症状」（以下、典型的症状という。）を確認した場合、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間、家庭の事情等によらず登園を禁止します。
なお、医療機関を受診して別の病気であると診断された場合においても、典型的症状が回復するまでの期間、家庭の事情等によらず登園を禁止します。
- 在園児童について、保育時間中に典型的症状を確認した場合、速やかに隔離した上で、家庭の事情等によらず保護者による引き取りを要請します。
- 在園児童の同居家族に典型的症状を確認した場合も同様、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間、在園児童の登園を禁止します。

- 重症化リスクが高いとされる「65歳以上の高齢者」「心疾患や呼吸器疾患がある人」は送迎の自粛を検討ください。玄関門扉外側での引き渡しの希望については、各クラスの担当者まで相談ください。
- 休業や休暇などにより家庭で保育することが可能な日は、登園の自粛を検討ください。兄弟姉妹がいて家庭内で在園児童の健全な発育を十分に保障することができない場合、保護者の健康その他事情により保育を必要とする場合はその限りではありません。
- 関係者に罹患者が生じた場合や周辺地域における流行が確認された場合等においては、自治体または当園の判断により一部又は全部の臨時休園とすることがあります。
- 送迎時については、手洗いとマスクの着用を徹底してください。

【職員管理】

- 当法人職員について、出勤前に必要に応じて体温を計測し、典型的症状を確認した場合、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間、出勤を停止します。
- 小学校の臨時休校、保育園や学童クラブの利用自粛要請を理由とした家庭の事情により出勤できない職員について、当法人では特別休暇を認めています。
- 前々項、前項により、職員の配置に不足が生じ、十分な保育所保育の提供が困難となる場合において、必要最低限の保育所保育の提供とすることがあります。
- 職員のマスクについて、原則着用としています。結果、表情によるコミュニケーション、言語指導や食事指導などに支障が生じていますので、家庭のフォローをお願いします。また、「暑さ指数」や保育活動の内容により、感染症予防よりも熱中症予防を優先して、職員がマスクを外して保育にあたる場合があります。

【保育活動】

- 進級後間もなく緊急事態となったこともあり、登園の自粛が続いていた児童に限らず、すべての在園児についてリハビリテーションが必要と考えます。生活リズム、生活習慣、人間関係などの再構築を丁寧に進めながら、徐々に通常の保育活動へと移行します。
- 典型的症状の見られない在園児同士の日常的な接触や会話については、保育園において避けることができないものとして取り扱います。食事や睡眠、トイレなどの生活場面においても特別な制限は設けず、時間をずらす、距離をとるなどの感染対策もしません。
- 不特定他者との接触を避けるため、公共交通機関の利用、図書館など公共施設の利用、商店街散策などの保育活動を禁止しています。
- 手洗い、鼻かみ、遊具の消毒など衛生管理については、平常通り丁寧に行っています。
- 児童のマスク着用について、乳幼児には衛生的な着用が困難であること、職員が個別に管理することが困難であることから、感染予防のためにマスクを着用させてほしいとの要望はお受けできません。

【行事】(わかたけかなえ保育園)

- 6月26日(金)～27日(土)に予定していました「宿泊保育(杏)」は、保育活動の積み重ねが不十分であることから延期として、10月頃の実施を計画します。
- 7月21日(火)～22日(水)に予定しています「宿泊保育(桜)」は、実施に向けて現地における衛生管理や緊急対応について検討中です。
- 10月11日(日)に予定していました「運動会」は、不特定多数の集会を避けるため中止とします。「運動面での発達の過程や展望を、競技を通して伝える」という目的は、別の形式で実現できるように検討中です。